

日程第52 議案第49号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、日程第56 選第4号 橋本市教育委員会委員の任命について までの5件

○議長（岡 弘悟君）日程第52 議案第49号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について から、日程第56 選第4号 橋本市教育委員会委員の任命について までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）それでは、追加提案させていただきます議案についてご説明申し上げます。

追加議案といたしましては、平成30年度橋本市一般会計の補正予算案件が1件、条例の一部改正案件が1件、損害賠償の額を定めることに関する案件が1件、工事請負契約の締結案件が1件、橋本市教育委員会の委員の任命が1件、合計5件の案件を提案させていただきました。

議案第48号は、平成30年度橋本市一般会計補正予算（第7号）は、国の補正予算による学校施設環境改善交付金の内示を受け、西部小学校の長寿命化改良事業及び隅田中学校と紀見東中学校のトイレ改修事業を実施するための経費、1億9,843万4,000円を増額補正するもので、予算総額といたしましては、265億8,261万5,000円となるものでございます。

議案第49号は、橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは平成31年度の国民健康保険税の資産割の税率を引き下げることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第50号は、損害賠償の額を定めることについてでございます。

これは、平成30年6月7日、橋本市民病院において発生いたしました医療事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号は、工事請負契約の締結についてでございます。

これは、橋本市小学校空調設備整備事業小学校空調設備設置（設計・監理・施工）工事に係る公募型プロポーザルを実施しましたところ、優先交渉権者として小竹電气温調株式会社・栄林一級建築設計共同企業体を選定し、契約に向けて合意に至りましたので、請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

選第4号につきましては、橋本市教育委員会委員として、中尾悦子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案4件、選1件、計5件についてご説明申し上げます。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）市長の説明が終わりました。

これより、議案第49号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第49号に

については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号について質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）学校施設の件で、もともとは31年度の予算で上がっておった学校の改修とかが、今回、交付金を受けたことによって前倒しをされたということの確認をさせていただきたいと思えますし、交付金によってどれだけの、1億9,000万円余りのうちどれだけの交付金で出ておるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）財政課長。

○財政課長（井上稔章君）ただ今のおただしにお答えいたします。

まず、一点目の当初予算をそのまま今回の追加にということかどうかというおただしですが、おっしゃるとおりで、当初予算で計上

していた予算をそのまま追加として計上いたしております。

また、財源に関してでございますが、こちら、国庫補助金が採択となりましたので、西部小学校の長寿命化におきましては、国庫補助金が2,451万1,000円、また地方債に關しまして補正予算債という少し有利な起債を、借金なんです、借金をすることができるということで、その分の起債額が9,720万円、そのうちの補助対象の交付税の対象となる地方債が4,410万円。この4,410万円のうち50%が地方交付税として参入されますので、その分を合わせまして、補助として5,573万8,000円となっております。

また、中学校のトイレに関してでございますが、国庫補助金が1,592万5,000円、同じく地方債の補助の対象になる分が2,380万円、こちらに關しましても、交付税の参入の分を合わせまして3,563万6,000円ということで、いわゆる一般財源以外の入ってくる依存財源といいますか、入ってくる財源が確保できたというような形になっております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）そういった形で有利な起債や交付金が入ってきたということでありますので、本当にこれに關しても、市長を中心に各議員も皆さんと一緒に陳情に行っていたことで、交付金がこうやって出てきたということもありますので、また引き続き市長にもお願いしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第48号については、委員会の付託を省略いたしたいと

思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号 平成30年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）損害賠償の1,000万円の件なんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですけども、この1,000万円につきまして、3月25日提出されました補正予算の病院会計の8ページのところに1,000万円の金額が上がっておりますが、これがそれになるのかということと、今回の額につきましては、どうしてこちらの3月4日提出の追加議案のところに掲載されないのかについてご説明いただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）病院総務課長。

○病院総務課長（池之内正行君）まず、ただ今、9番の楠本議員のほうからおたがいのありました予算のことに關しましてお答えさせていただきます。

まず、病院のほうの予算で損害賠償に係り

ます予算につきましては、当初予算におきまして300万円の予算計上をさせていただいております。今回、補正予算で1,000万円を計上させていただきました経緯につきましては、まずその段階で、ご遺族の皆さまとの示談のほうはまだ整っておりませんので、弁護士と相談をさせていただきまして、全国の事例をもとに1,000万円を追加計上させていただいた次第でございます。その後、本議会の開催中におかれまして示談の見通しが立ったということで、追加で議案のほうを提出のほうをさせていただいたということになります。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）議会といたしまして、1週間ですよね、提出期間。1週間で決が変わるのか。こちらで私たち議会としては既に認めますよね、1,000万円を。認めているということになるかと思うんですけど、こういった提出の仕方について私はちょっとおかしいなというふうに思ったんで質問させていただきました。

○議長（岡 弘悟君）病院総務課長。

○病院総務課長（池之内正行君）まず、この損害賠償の額の決定につきましては、追加予算の中で1,000万円を計上させていただきまして、トータルで1,300万円となっております。なんですけれども、交渉、示談のお話の段階ではまだいくらになるかということがはっきりと決まっておりました。その中でお話をさせていただく中で、初回にこちらの病院のほうから提示させていただきました金額で、示談、和解となりましたので、今回1,000万円ということで、議案のほうを追加で上げさせていただいております。

○議長（岡 弘悟君）楠本議員がおっしゃっているのは、てれこになっているという話ですよね。出し方は別に構わないんですけども、最初の追加の議決をしている予算の中にそれ

が入ってしまっているのがおかしいんちゃうかという話をされているので、ちょっと出し方は注意していただかないと、もう通してしまっている話に後から、もう一回戻って議決というわけにはいかないので、ちょっと出し方は注意せなあかんということを指摘されたということです。ご理解していただけますか。その辺の答弁は、以後気をつけていただいたら結構なんですけども、そういうご理解をお願いします。

ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君） すいません。ちょっと別紙のほうを読ませていただいたんですけど、そのときのイメージがちょっととれないので、初歩的なことを教えていただきたいんですけど、その心電図のモニターの電極が外れていることがわかりっていうんですけど、電極っていうのはどこを指すのかちょっとイメージできなくて、また個々には本来聞きにいかなあかんのでしょうか、電気でしたら、医療機器やったら引っかけみたいなんがついて抜けないようになっていっていると思うんです。それが抜けてしまっていたのか、それとも、100Vの電気が入ってきてこの機械の何かの線が抜けていたのか、それとも、患者さまの体の何かを外れていたのか、そこら辺がわからなくてちょっとイメージできないんですけど、ちょっとお答えできれば結構でございます。

○議長（岡 弘悟君） 病院総務課長。

○病院総務課長（池之内正行君） まず、心電図モニターの電極に関しまして、まずイメージをしていただきたいのが、低周波のよく健康器具であると思うんですけども、粘着性の高いやつで張る、肩こりとかに張るやつなんですけども、それのよく似たやつを胸のところに張って心電図のほうをはかるようになっております。

それで、今回、その外れたということに関しましては、特に重症度の高い患者さんにおきましては発熱、発汗等によりましてとれやすくなっております。例えば、寝返りを打ったときにコードが引っ張られて、それに伴いまして外れるといったケースが今回のケースだったのではないかというふうに思われます。

○議長（岡 弘悟君） ほかにございませんか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君） 今の説明で、外れたのであればブザーなり緊急の何か音が鳴るようにしてあると思うんですが、それは鳴らなかったんですか。

○議長（岡 弘悟君） 説明要旨の中では書いてあるのであれなんですけど、答弁はいただきます。答弁をお願いします。

○議長（岡 弘悟君） 病院総務課長。

○病院総務課長（池之内正行君） まず、アラームのブザーでございますが3段階の設定になっておりまして、今回のアラームについては一番低い注意のアラーム設定となっております。まず、その心電図モニターにつきましては、一つの電極に対して一つの心電図モニターを使っているのではなくて、複数の患者さんに対して一つの心電図モニターで管理するようになっております。このときに、一番低いアラーム音が鳴っているケースであったとしても、上位の、例えば、警告のアラーム音が鳴っていた場合については、その下位のアラーム音が鳴らない設定、機械の仕組み上そういうふうになっております。そういったことで今回、発見のほうが遅れたということになっています。

○議長（岡 弘悟君） ほかにございませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君） この別紙を読んですと、気づくのが遅れた。また、アラーム音は常時鳴っている状況でアラーム音の発生

も常態化しており、このことも発見が遅れた一因である。心電図モニターのチェックを行い早期に対応しておれば生存する可能性があり、遺族である相手方より損害賠償慰謝料等を求められたとあるんですけども、常態化しておると、そういう状態だったということなんで、こういう状態であればほかにも同様な、あるいは類似の事故が少なくなかったと推測しますが、全くなかったんですか。

それと、常態化しておるとということがわかっておるのに、なぜ改善しなかったのか。これからこれが改善できるのか。

懲戒処分はどういう形で行われるのか。誰がどんな責任を負担するのか。弁護士費用は出ていないけども、ただだったのか。

○議長（岡 弘悟君）病院総務課長。

○病院総務課長（池之内正行君）まず、ただ今のおただしにつきまして、今までにそういったことがなかったのかということでございますが、電極が外れるといったケースにつきましてはほかにもございました。ただ、この中で常態化というふうに表現させていただいてあるところなんですけども、だいたい当院のほうで、今回の事故を受けまして、院内のほうで調査委員会のほうを立ち上げまして調査のほうをしております。

その中で、当時のアラーム音の回数、どのくらいの頻度で鳴っていたのかというところ、一番高いアラーム音から一番下の注意のアラーム音まで含めまして、だいたい17秒に1回の間隔で鳴っていたというふうに調査のほうが出ております。そういったところで、病院といたしましては再発防止に向けまして、この辺のところを改善していかなければいけないということで、個々の患者さんにおきまして、このアラームの設定をより厳密に設定した中で、アラームが鳴ったらすぐにアラームをとめて、患者さんのもとに駆けつけるよう

にということで、現場のほうでそういった研修を積み重ねております。

○議長（岡 弘悟君）あと、責任の所在と弁護士費用ですね。

○病院総務課長（池之内正行君）懲戒処分につきましては、今回の分については行っておりません。

それと、弁護士費用のほうにつきましては、別の予算のほうで計上させていただいております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）基本的に僕は、病院がたるんでいると思うんですわ。常態化して、こういう危険があるというにもかかわらず、わかっておりながら、そういう適切な対応をとってこなかった。こういう死亡事故が起こって初めて問題になる、改善しようというような、全体に緩んでいるんじゃないか、私はそう考えるんですけども、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）答弁願います。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本勝廣君）この件に関しましては、深夜勤務帯で起こっています。職員は3名体制で、電極をつけているような、モニターをつけているような患者さんが、恐らく十五、六人ぐらいいたかとは思いますが。その中で、先ほど課長からも話がありましたように、17秒に1回ぐらいの割合でアラームが鳴るようなそういう状況であった。

ただ、このアラームに関しましては、緊急、警戒、注意と3段階に分かれていますので、この緊急や警戒に関しましてはすぐに対応するようなことは可能だったわけですけど、注意に関しましては、先ほど申し上げましたように、この警戒音が緊急や警戒が鳴っているときには注意というアラームが鳴らないと、そういうような状況になっていましたので、

今後はこの注意という、電極外れの場合注意になるわけですが、これを中程度の警戒というところにアラーム音を変更しまして、今後、対応したいというふう考えております。

その電極、体を少し寝返りで動かしたりとかしても外れたりしますので、それが重大な、今回、事案になったわけですが、簡単に外れるということがございますので、その辺、3名体制で、その電極外れを今後も本当にすぐに対応できるのかと、この辺のところは課題は残ってはいるとは思いますが。

〔「答弁もれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）答弁もれ。指摘してください。

○1番（松浦健次君）全体にたるんでるんじゃないかと、だから、こういう結果が起きたんじゃないかと。イエスカノーかで答えてください、わかりやすく。

○議長（岡 弘悟君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本勝廣君）何をもってたるんでいるのかというのは私はちょっとわかりかねますけども、病院職員は一生懸命に働いて頑張っていたいてくれていると考えております。

○議長（岡 弘悟君）ノーということですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第50号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）反対の立場から討論します。

これは病院側が出している資料です。この資料は病院側が出している。ゆうべ、私、もらったんです。私の一般質問をして、これは自分が情報を流しても松浦議員は守ってくれていると信じて、僕のところへゆうべ雨の中、持ってきてくれた資料です。

平成31年3月、診療情報管理委員会、ここが出している。患者同意書の署名について。患者同意書の必要とする書類について、署名もれの書類が頻発しています。同意書を取得時に、署名の有無の確認の徹底をお願いします。また、添付している別紙に署名もれの対応の必要性と考え方を整理していますので、しっかり見て改善してください。

まだある。薬剤禁忌がある、禁忌って、要するに禁止の話ですわ。薬剤禁忌があるにもかかわらず薬剤オーダーされ、禁忌薬剤が投与をされた事例が報告されています。幸いに症状が出現し早期に発見されたため、患者さんの命に別状はありませんでした。この事例発生の要因の一つとして、薬剤禁忌登録の方法が十分周知できていないことがわかりました。改善しようという話です。

それで、まだあるんですよ。画像診断報告書の確認方法と。レントゲン、画像を撮ってもらったら、そしたら、画像診断報告書というのを画像の専門家が解析して、それで報告書をつくる。それも参考にしながら、画像診断報告書を医師が見ながら、また医師の判断で追加すべきところが見つければ、追加して患者に説明できると、そういうシステムになっているんです。画像撮影を行った場合は、

主治医は専門家以外の画像確認も行う。主治医は画像診断報告書を必ず確認する。これが確認されていない。複数あるから、当院で画像撮影後、画像診断報告書の内容を確認していない事例が複数発生していることがわかりました。そういうことですよ。

それと、これ、がんの話ですけども。

○議長（岡 弘悟君）松浦議員、反対討論なので。

○1番（松浦健次君）だから、反対討論ということは、こういうたるんでるね、全然たるんでないと言ったけども、こういう病院だよと。だから、これは反対して、自分らで責任をとって1,000万円払えと、そういう話を僕、今からしようと思ってるんですよ。

○議長（岡 弘悟君）それをお願いします。

○1番（松浦健次君）だから、今、それをしてる。たるんでる、たるみの程度を皆さんに知ってもらおうと思って、話をしているんです。そしたら、これは、この場合もそうですけども、点滴を入れたらあかんのを入れて、それで危険にさらしてしまったと。たまたま専門の看護師が病棟にいて発見したと。担当薬剤師を点滴室に呼んで、厳しく叱ったと。そういう全体的にたるんだ病院で、また損害賠償をほいほいと出していたら、改善されない、真剣にやってくれない。真剣にやっただくために、今回は反対する。そういうことです。

以上。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

19番 小西君。

〔19番（小西政宏君）登壇〕

○19番（小西政宏君）議案第50号の損害賠償の額を定めることについての議案に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今、反対討論でご意見はありました。確か

にたるんでるのか、たるんでないのかって、そんなご意見の中にはあるかもしれませんが、今回、議案として上がってきているのは、現実に現場で亡くなられている方がいらっしゃる。その痛みに対してきっちり行政が担っていく病院として、損害が出たのであれば、きっちりそれを行政が損害を補償していくと、当たり前のございますので、これについては賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 損害賠償の額を定めることについて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）議案第51号なんですけども、公募型プロポーザルの最終審査参加業者が1社ということで決定をされとるんですけども、この辺に至るまでの、最終審査に至るまでの経過とといいますか、それまでにふるい落とされた業者があったんかどうか、その辺も含めて、最終的に1社だけであるのであれば、どうもプロポーザルという意味合いからいきましても、なかなか比較対象がなければ検討する材料がないかなというふうに思うんですけども、その辺も含めまして、この

最終審査まで至る経緯をご説明をお願いしたいと思えます。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）ただ今のご質問にお答えします。応募につきました最終提案につきましたは、1社のみでございました。それまでに至る参加表明及び参加資格確認申請につきましたは2社からございました。その1社につきましたは、1次審査におきまして参加資格を満たしていないということで失格となりまして、最終的には1社というふうになりました。

第1回の審査会におきまして、1社のときの取り扱いというようなこともその委員会の中でご検討をいただきまして、要求水準が満たしておいていい内容であれば、委員会としては1社で判定していこうというようなことのでございましたので、1社でそのまま行かせていただきました。

本来ですとたくさんの応募をいただいて、選定をできればと思っておりましたが、そういう結果となりました。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）すいません。1社であってもいろいろ議論をしていただいて決定したということについては、私としても異論はないんですけども、これだけの橋本市内における大きな事業といえますか、工事でありますので、やはり市内業者の方が大勢参加をしてもらうべきではないのかなと思います。大変公共工事が少なくなってきた中で、貴重な公共工事でありますので、その辺で市内業者が、参加が1社しかなかったというのは、大変寂しいというか、本来、条件的にやはり縛りがきつかったのかなという気もするんですけども、やはりその1社しか最終審査に残らなかったという点について、受注者として

基本的にとどのように考えておられるのか。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）議員のおっしゃることにお答えをさせていただきます。非常に大きな工事、それからプロポーザルの審査会を設けるときのにもいろいろご意見をいただいたところです。経済性でありますとか、技術力でありますとかその辺を含めまして、参加資格等についても検討をさせていただきました。そういうところで、これまでの入札等の参加資格等も含めまして、ある一定の技術力の必要なところということで参加資格を設けました。その中には当然、今回も市内の業者が落とさせていただいておりますので、市内が入れるというようなことでの参加、提案のいただくシステムとなっております。

それから、直接工事の1次下請けということで市内の業者がたくさん入るわけではございませんが、仮囲いがありますとか、備品がありますとか、そちらについては提案書の中でも市内の業者をたくさん使っていくというような提案もございました。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第51号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）申しわけありません。エアコンがつくことにはありがたいと思っておりますが、一応、はじめとして反対の立場から討論させていただきます。

先ほど質疑もありましたけども、本来の資格云々というのもありましたし、ある一定の技術力という言葉も出ていますけども、やはり私は大きな工事ではないと思います。もし分離発注をしているのであれば大きな工事ではないと思います。したがって、プロポーザルの選定委員会のときに、私は反対しておりますので、はじめとして反対討論をさせていただきます。

20年に1度の大きな買い物で、各学校を分けてちゃんと工事していれば、もっと地元の業者、幅広く手を挙げられたというふうに、僕は思います。結果として、市内業者がとっていただいたことには感謝しておりますし、一流の腕を持った業者であるという認識もしております。決してだめだと言っているわけではございません。結果として地元業者がとれたんですけども、やはり契約の内容に僕は反対してしまっている、プロポーザルで反対してしまっている、やはり契約内容にも反対です。

少し高くても、やはり地元の分離発注を考えて、広く、各学校の設備の対応も違うと思いますし、矛盾してはいけませんので反対討論をさせていただきます。これからのエアコン設置工事に対して大丈夫であるというのは十分わかるとは思いますが、急ぐがあまりでなく、普通の広さに、普通の環境のええエアコンが設置されて、子どもたちの教育環境が早くよくなってほしいということは願っております。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討

論する方ありませんか。

13番 樽井君。

〔13番（樽井豪男君）登壇〕

○13番（樽井豪男君）それでは、賛成の立場から討論いたします。

私は12番議員と反対で、公募型プロポーザルの実施ということで、まず賛成に回りました。それによって、まず分離発注をすれば、やはりいろんな工事、日数、また設計もかかるということで、この公募型が一番適しとるということで、これに賛同して賛成したところです。

今回、地元の業者も優秀な業者、管工事のベテランの業者ですし、一級建築事務所もそういった工事もやっておりますので、早く、私としては完成していただき、本当は7月までにはしていただきたいということで、単なる思っておる次第でございますので、今回一日も早く契約を締結して、工事に進んでいただけたらと思っております。

以上で、賛成といたします。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）17番 井上勝彦でございます。

この工事に関しましては、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

先ほど教育部長がおっしゃったように、このプロポーザルというんですか、この方式について私はいささか自分の頭の中には、古い人間ですのでわかりにくいところもあるわけですが、地元業者が落札できるような状況でやっていただいたということは、これはもし大手が入ってきておれば、さっぱり地元業者はどうにもこうにもならないことでもありますので、そういう点では、報告の中

では地元の業者が下請けにしる、それぞれの持っている技術を生かして、そして地元業者が総動員で、要するにこの工事にあたっていただけると。あとあと、工事した後にも、やっぱり地元業者であれば、何かあったときには即対応していただけるということもありまして、私は嬉しく思っております。今、出されておりますこの業者もしっかりとした業者であると私は思っております。

お願いでございますけれども、できるだけ数多い技術の持った業者に、一緒に企業体ということないですけども、そういうことで割り振りをさせていただけるような、そういうふうな感覚でやっていただけたらと思います。

そういう意味で、賛成といたしたいと思えます。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

3番 杉本君。

〔3番（杉本俊彦君）登壇〕

○3番（杉本俊彦君）反対の立場から討論させていただきます。

私はプロポーザルを選んだにもかかわらず1社しかできないというのは、これはやり方が間違っていると考えます。東京オリンピックのように、デザイン、見た目には違ふという形の場合、多少の金額の違いがあっても、デザインを競うような場合、プロポーザルということやれるとは思いますが、今回この選び方をして1社しか来なかったというのは、やはり普通に一般入札のほうがよかったんじゃないかなというふうに、今反省しております。

ですので、今回のこの決まり方、1社しか残っていない中で決まった業者が技術力がどうのこうのというのではありません。でも、やり方として、市当局のやり方が間違っていたんじゃないかなということをご自分な

りに思いますので、反対の立場から討論させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

財政課長。

○財政課長（井上稔章君）先ほど平成30年度橋本市一般会計補正予算（第7号）で、10番森下議員からご質問いただきました西部小学校に関する補助金と隅田中学校、紀見東中学校に関する補助金の金額を、今回の追加で補正させていただく内容と当初予算の内容をちょっと私、てれこに読んでしまいましたので、今回、訂正させていただきます。

まず、西部小学校の長寿命化の改良工事の交付金に関しましては2,549万8,000円、今回の交付金の採択による有利な起債の交付税措置分と合わせまして、5,573万8,000円となっております。

また、中学校の隅田中学校、紀見東中学校のトイレの改修についてでございますが、交付金、補助金の金額は1,898万6,000円、合わせてでございます。これに伴う有利な起債によって交付税措置される額と合わせまして、3,563万6,000円という金額になってございまして、当初よりも1,700万円程度有利な予算となっておりますということでございます。

大変申しわけございませんでした。あわせ

ておわび申し上げます。失礼します。

○議長（岡 弘悟君）ご了承願います。

次に、選第4号について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、  
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第4号につ  
いては、委員会の付託を省略いたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんの  
で、委員会の付託を省略することに決しまし  
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、  
討論を終結いたします。

これより選第4号 橋本市教育委員会委員  
の任命について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんの  
で、本件はこれに同意することに決しました。

○議長（岡 弘悟君）以上で本日の日程は終  
わりました。

お諮りいたします。

明3月8日から21日までの14日間は委員会  
審査等のため休会とし、3月22日午前9時30  
分から会議を開くことにいたしたいと思いま  
す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんの  
で、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後1時55分 散会）